

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

臨時特別給付金のお知らせ

町では、エネルギーおよび食料品価格などの物価高騰を受けた方を対象にした、臨時特別給付金の支給を開始します。開始する臨時特別給付金と支給対象者などは次のとおりです。

住民税非課税世帯臨時特別給付金

- 支給対象者
 - 令和5年6月1日時点で新冠町に住所を有している方で、次のいずれかに該当する世帯主
 - ①令和5年度の市町村民税均等割が非課税である世帯の世帯主
 - ②令和5年1月1日から12月31日までの間に予期せず収入が減少した家計急変世帯の世帯主
- 支給金額
 - 1世帯当たり 3万円
- 申請方法
 - 7月14日配布予定の町政事務委託文書をご覧ください。
- 申請期限
 - 支給対象者①の方は令和5年11月30日
 - 支給対象者②の方は令和5年12月31日
- 問い合わせ先
 - 町民生活課町民生活グループ社会係
 - ☎ 0146・47・2112

学生等応援給付金

- 支給対象者
 - 次のいずれかの要件を満たす高校生以上の学生など
 - ①令和5年6月1日（基準日）時点において、新冠町に住所を有する学生など
 - ②基準日において、新冠町に住所を有する世帯の世帯員として、基準日以前に住居記録をされていた学生など
- 支給金額
 - 1人当たり 2万円
- 申請方法
 - 令和5年7月14日発行の町政事務委託文書にて配布した申請書に必要事項を記載のうえ、管理課管理グループに提出
 - ※申請書は新冠町公式ホームページからもダウンロード可能です。
- 申請期限
 - 令和5年12月15日（金）
- 問い合わせ先
 - 管理課管理グループ学校教育係
 - ☎ 0146・47・2547

町公式ホームページ

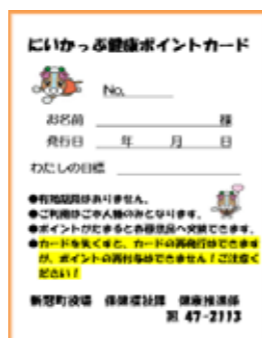


保健福祉課からのお知らせ①

にいかっぷ健康ポイントカードについて

令和5年度から、新しい事業として「にいかっぷ健康ポイントカード」がスタートしました。町民のみなさんが、楽しく主体的に健康づくりを行うきっかけになればと思っています。

- 対象者
 - 18歳以上の新冠町民
- 申込方法
 - ①カードをつくる。
 - 申し込み先：新冠町役場保健福祉課健康推進係
 - ②町の保健福祉課、町民センター主催の健康に関する事業に参加してポイントをためる。
 - ③ポイントを交換して景品をGET！！



ポイントカードのイメージ (お薬手帳くらいの大きさです)

- 問い合わせ先
 - 保健福祉課保健福祉グループ健康推進係
 - ☎ 0146・47・2113

☆景品は、健康グッズや防災、生活に役立つものとなっています！

☆対象事業は、既に町政事務委託文書で配布している事業チラシか町のホームページで確認できます。

教育長行政報告

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応について

国の基本的対処方針において、3月13日以降はマスクの着用を個人の判断に委ねるとされるなど、当感染症への対応措置が変更され、学校現場や認定こども園においても国の通知に準じながら慎重に対応してきました。

新年度に入り、入学式や運動会などの学校行事などについては、感染対策に留意しながらも、概ねコロナ禍前の従来の形で開催している状況にあります。

一方で、比較的落ち着きを見せていた感染状況が、一時的に大きく拡大したことから、季節性インフルエンザの対応と同様に、学校保健安全法の規定に基づき、学校長および教育委員会の判断により休業措置を行っています。

休業措置は、連休が始まる4月末から新冠小学校関係者に感染が徐々に見られ、中旬には児童館や認定こども園の関係者にも感染が確認されるようになったことから、感染拡大傾向が見

られた新冠小学校の一部の学年において、5月22日から26日までの5日間、対象学年を学年閉鎖し、児童館においても個別事情による預かりを除き、同様の期間を休館としました。

また、認定こども園においては、園児と職員の感染により、職員体制が整わない状況となったことから、5月23日から26日までの4日間、休園措置をとりました。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日以降、感染法上の位置付けが変わりましたが、感染力があり、発熱を始めとするさまざまな体調不良を引き起こす感染症であること変わりありません。

学校活動においては、引き続きコロナ禍前の形で行っていくことを基本としていますが、今後も基本的な感染症対策を継続し、状況に応じて感染対策を強めるなど、子ども達の充実した学校生活と健康保持の両立に努めていきます。

2 小学校統合に係る進捗状況について

今年度は統合に向けて取り組み最終年度となります。引き続き

き学校統合準備委員会において協議を重ねながら、学校統合が円滑に行われるよう計画的に進めます。

4月26日に開催された第1回準備委員会では、教育計画、校務、PTAの各専門部会における作業スケジュールと統合に向けた検討項目の対応状況のほか、交流学习とPTAの交流事業について協議しました。

昨年度から本格実施しております交流学习については、引き続き全学年で複数回取り組むこととし、今年度は給食や掃除、休み時間といった学校生活全体の交流も行うことで、両校の児童の関わりをより一層深めていきます。

また、PTA部会が計画しています交流事業については、公益財団法人 北海道文化財団の「こどもアート体験事業」によりアーティストを招聘し、芸術の体験を通じた両校の児童と保護者の交流事業を開催することを取り進めています。

なお、夏休み期間中は、書類や備品の一部を新冠小学校へ移転する作業や新冠小学校へ乗り入れる車両の増加に対応するため、スクールバス

と保護者車両のエリアを分離する駐車場の改修工事を行います。

これら小学校統合に向けた取り組みの進捗状況については、これから秋にかけて予定している新入学児童を含む保護者や地域の方々を対象にした説明会において、丁寧にお伝えします。

3 第4次新冠町スポーツ振興計画の諮問について

本年度は第3次スポーツ振興計画の最終年で、明年からの次期計画の策定を行う年です。

スポーツ振興計画については、国、道のスポーツ計画を参照しながら、当町におけるスポーツ振興を具体的に推進する方策を導くもので、策定にあたり、4月21日、スポーツ推進委員の皆さんに諮問しました。

早速、計画策定委員会が組織され、「スポーツに関する意識調査」の実施と内容について協議し、6月には町民の皆さんにご協力をいただきながら意識調査を行い、その結果に基づいて、新たな計画を策定し、12月には答申をいただく予定です。